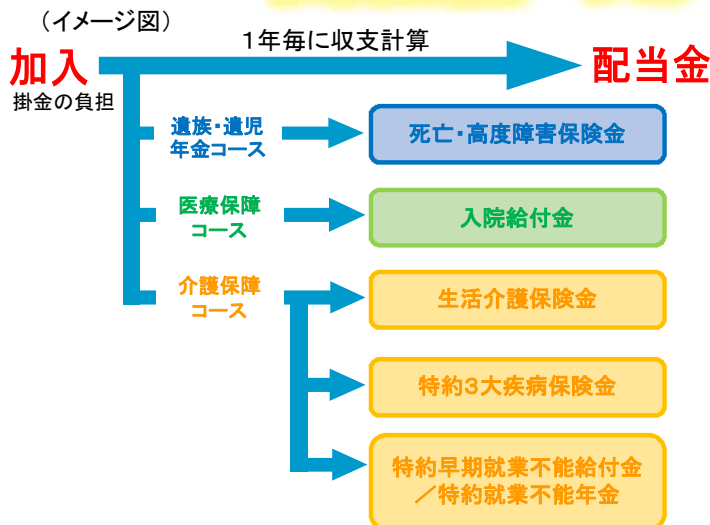


組合員のための各種福利厚生制度の紹介です！

私たち組合員が作り上げてきた助け合いの制度 ～拡げよう！助け合いの輪～

高教組「ちからこぶる」



※配当金はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金は現時点では確定していません。コースごとに配当金が計算され加入者に還元されます。

- ★組合員の約79.2%の方がご加入！
(2021年10月1日現在)
- ★臨探部組合員の方も加入することができます。
- ★毎年6月～7月にキャンペーンを実施し、**加入内容を見直すことができます。**
- ★1年毎に収支計算を行って、**剰余金があれば配当金として還元されます。**

～「ちからこぶる」でご準備できるのは3つのコースです！！～

遺族・遺児年金コース

死亡・高度障害の保障です。万が一のとき、残されたご家族の生活資金や教育資金をご準備することができます。
加入資格: 本人、配偶者、子ども

医療保障コース

病気やケガで継続して2日(1泊2日)以上入院された場合に1日目より入院給付金をお支払いします。
加入資格: 本人、配偶者、子ども

介護保障コース

- 主契約
公的介護保険制度の「要介護2以上」に認定された場合、または所定の要生活介護状態が180日継続した場合に、生活介護保険金を受け取ることができます。
全員加入部分: 生活介護保険金一律30万円。高教組が掛金を負担し、組合員の方々が被保険者となります。
任意加入部分: 任意で加入することができます。加入資格: 本人、配偶者、本人および配偶者の実父母
- 3大疾病保障特約(生活介護の任意加入部分への加入が前提となります。)
がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患し、所定の支払事由に該当した場合に特約3大疾病保険金を受け取ることができます。加入資格: 本人、配偶者
- 就業不能収入保障特約(生活介護の任意加入部分への加入が前提となります。)
所定の早期就業不能状態が30日以上継続しとき、特約早期就業不能給付金を受け取ることができます。
特約早期就業不能給付金は30日継続するごとに最大150日までお支払いします。(通算で36回が限度)
所定の要生活介護状態が180日継続したと医師により診断されたとき、または公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたときに特約就業不能年金をお支払いします。加入資格: 本人、配偶者

※退職後は、各コースご指定の年齢まで継続加入が可能です。また、各コースに継続して2年を超えて被保険者であった方は、脱退日から1ヵ月以内であれば告知・医師の診査なしで引受保険会社の定めるところによって個人保険にご加入いただけます。(※移行には所定の条件があります。)

詳細はパンフレットをご覧ください！

制度の詳細内容は、お電話にてお問い合わせください。

連絡先 098-885-9621

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合
一般社団法人 教育福祉会館

福利厚生事業担当
担当 満名(まんな)

